

五島市監査委員公表第3号

平成24年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年5月10日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

25五総第215号  
平成25年5月8日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様  
五島市監査委員 中村 康弘 様

五島市長 野口 市太郎

平成24年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成25年2月22日付、24五監第393号による平成24年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

第1 監査の対象

- 1 対象課 財政課 建設課
- 2 対象工事等
  - (1) 第2奥浦住宅建設工事（建築）
  - (2) 第2奥浦住宅建設工事（電気）
  - (3) 第2奥浦住宅建設工事（機械）
  - (4) 第2奥浦住宅建設工事監理業務委託

第2 指摘事項及び講じた措置

- (1) 指摘事項
  - ア 施工管理について（建設課）
    - (7) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出が遅れているので、早急に提出させるべきである。

### 【講じた措置】

工事開始当初において「資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に関する再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」の提出がありませんでしたが、平成24年11月17日に書類が提出されました。

今後、期限内に確実に提出するよう請負者への指導を徹底いたします。

- (イ) コンクリート品質管理記録をコンクリート製造工場から提出させるべきである。

### 【講じた措置】

これまでは、「コンクリート強度検査報告書」によりコンクリート品質の確認をしておりましたが、コンクリート製造工場の「コンクリート品質管理記録」についても、建物の維持管理のための資料として重要であることから今後は提出するよう請負者への指導を徹底いたします。

第2奥浦住宅建設工事（建築）の請負者より「コンクリート品質管理記録」が平成25年3月21日に提出されました。

### (2) 意見

第2奥浦住宅建設工事（建築、電気、機械）については、書類確認等の事務の一部に不備が見受けられたことから、チェック機能の充実を図られたい。

また、これから工期末に向けて作業が輻輳すると考えられることから、安全管理をさらに徹底し、無事故、無災害での竣工に努められたい。

### 【今後の方針】

全ての工事においてチェックリストに基づき、必要とする資料の提出及び内容の確認を徹底し、チェック機能の充実を図ってまいります。

また、当該工事については、安全管理を徹底し、平成25年3月15日、無事竣工いたしました。